民間施設緑化の協定に関する要綱

(昭和55年10月20日 区長決定)

(趣旨)

第1条 東京都板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年板橋区条例第36号) 第14条に規定する協定(以下「緑化協定」という。)の締結については、この 要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 緑化協定締結の目的とする敷地は、別表に定める施設(以下「施設」という。)の敷地とする。ただし、国及び東京都(これらに準ずる法人を含む。) の所有又は管理するものを除く。

(締結の時期)

- 第3条 緑化協定は、次のいずれかの場合に締結する。
 - (1) 施設の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が、植栽を増加しようとするとき。
 - (2) 所有者等が、施設の増改築に伴って植栽の改修をしようとするとき。
 - (3) 所有者等が敷地の拡張に伴って増植をしようとするとき。
 - (4) その他区長が特に必要と認めるとき。

(植栽基準)

- 第4条 緑化協定を締結する場合における樹木の植栽基準は、次のとおりとする。
 - (1) 植栽面積は、敷地面積の20パーセント以上とすること。
 - (2) 植栽の密度は、4 平方メートルにつき高木 1 本、低木 10 本以上とすること。

(助成)

第5条 区長は、緑化協定に基づき緑化に必要な技術的指導及び助言を行うと ともに、予算の範囲内で計画植栽本数の2分の1以内の苗木を供給し、植付 を行うものとする。

(植栽の管理等)

第6条 所有者は、緑化協定に基づき植栽した樹木の適正な管理保全に努める とともに、植栽後5年間は伐採及び敷地外への移植をしてはならない。

付則

この要綱は、昭和55年11月1日から施行する。

別表

工場、学校、幼稚園、保育園、病院、劇場、遊技場、百貨店、市場、公衆浴場旅館、展示場、社会福祉施設、住宅団地、倉庫、駐車場、事務所等